

国民健康保険税の課税限度額の改正について

1 改正の理由

国民健康保険税の課税限度額の改正などが盛り込まれた令和7年度税制改正大綱が、令和6年12月27日に閣議決定された。

政府は被保険者間の税負担の公平性の確保及び低中所得者層の税負担の軽減を図る観点から、今年度中に地方税法施行令を改正する方針であることから、本市の国民健康保険税の課税限度額を政令に合わせて改正するもの。なお、今回の改正は、政令が改正された後に改める。

2 改正の内容

国民健康保険税の基礎課税額（医療給付費分）に係る課税限度額を現行の65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、現行の24万円から26万円に改めようとするもの。

※ 介護納付金課税額に係る課税限度額については改正なし。

3 施行期日

令和7年4月1日

【参考】

年 度	基 礎 課 税 額 (医療給付費分)	後期高齢者支援金等課税額	介護納付金課税額 (40歳～64歳)	合 計
令和6年度	65万円	24万円	17万円	106万円
令和7年度 (改正後)	66万円 (+1万円)	26万円 (+2万円)	17万円 (±0万円)	109万円 (+3万円)

〈課税限度額に達する目安〉

※給与収入を有する単身世帯（40～64 歳）の場合

年 度	年 収（所 得）
令和 6 年度（現行）	1,146 万円（951 万円）
令和 7 年度（現行税率改正後）	1,226 万円（1,031 万円）
令和 7 年度（改正税率改正後）	1,112 万円（917 万円）

4 法令上等の規定

地方税法

第 703 条の 4 （一部抜粋）

- 11 基礎課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。
- 19 後期高齢者支援金等課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。
- 27 介護納付金課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

地方税法施行令 【現行】

第 56 条の 88 の 2 法第 703 条の 4 第 11 項に規定する政令で定める金額は、65 万円とする。

2 法第 703 条の 4 第 19 項に規定する政令で定める金額は、24 万円とする。

3 法第 703 条の 4 第 27 項に規定する政令で定める金額は、17 万円とする。

改正予定

前橋市国民健康保険税条例 【現行】

第 2 条 （一部抜粋）

2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65 万円を超える場合には、基礎課税額は、65 万円とする。

改正予定

改正予定

3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24 万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、24 万円とする。

- 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。

＜課税限度額とは＞

- ・ 国民健康保険において、保険税負担は、負担能力に応じた公平なものである必要があるが、納めた保険税の多少に関わらず医療機関で受診した場合に、誰もが等しく給付を受ける権利がある。このことから、被保険者の納付意欲に与える影響や制度及び事業の円滑な運営を確保する観点において、被保険者の負担に一定の限度を設けるもの。
- ・ 政令に定める課税限度額の改正に合わせて市の条例を改正している。

5 課税限度額の経過

年 度	基礎課税 限度額	後期高齢者 支援金等課 税限度額	介護納付金 課税限度額	説 明
12	5 3 万円		7 万円	H12 介護保険制度創設に伴い地方税法等が改正され、介護納付金分課税限度額を7万円に設定した。
(中 略)				
20	4 7 万円	1 2 万円	9 万円	H20 後期高齢者医療制度創設に伴い地方税法等が改正され、基礎課税限度額を47万円に改めるとともに、後期高齢者支援金等課税限度額を12万円に設定した。
(中 略)				
28	5 4 万円	1 9 万円	1 6 万円	H28 地方税法施行令の改正に伴い、基礎課税限度額を54万円、後期高齢者支援金等課税限度額を19万円に改めた。
30	5 8 万円	1 9 万円	1 6 万円	H30 地方税法施行令の改正に伴い、基礎課税限度額を58万円に改めた。
R1	6 1 万円	1 9 万円	1 6 万円	R1 地方税法施行令の改正に伴い、基礎課税限度額を61万円に改めた。
R2	6 3 万円	1 9 万円	1 7 万円	R2 地方税法施行令の改正に伴い、基礎課税限度額を63万円、介護納付金課税限度額を17万円に改めた。
R4	6 5 万円	2 0 万円	1 7 万円	R4 地方税法施行令の改正に伴い、基礎課税限度額を65万円、後期高齢者支援金等課税限度額を20万円に改めた。
R5	6 5 万円	2 2 万円	1 7 万円	R5 地方税法施行令の改正に伴い、後期高齢者支援金等課税限度額を22万円に改めた。
R6	6 5 万円	2 4 万円	1 7 万円	R6 地方税法施行令の改正に伴い、後期高齢者支援金等課税限度額を24万円に改めた。